

障害福祉サービス等の基準条例が制定されました！

平成 24 年 11 月市議会におきまして、以下のとおり障害福祉サービス等に係る基準条例が制定されました。

本市では、平成 25 年 4 月から、この本市が定める基準条例に基づき事業者指定・指導等を行うこととなります。事業者の皆様におかれましては、この基準条例の内容をご理解の上、遵守いただきますようお願いいたします。

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法が改正され、従来国の省令で全国一律の定めとなっていた指定基準等を都道府県・指定都市等の条例で定めることとされたため、本市においてもこれを制定したものです。

2. 制定した条例

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 制定の考え方

継続性や公平性を確保する観点から、国の省令で定められている基準を継承することを基本に、必要部分については本市独自の基準を設けることとしました。

4. 国の省令に追加する本市独自の基準

事項	内 容
障害の特性に関する研修の実施	障害特性の理解が従業者の資質向上の根本であることを明確にするため、利用者の障害特性の理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。
食料及び飲料水の備蓄	本市が東海地震、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、利用者等の食料・飲料水を備蓄しなければならない。(ただし、一部経過措置あり。) ・短期入所、共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設、福祉ホームについては 3 日分の備蓄を義務化 ・上記以外の事業については、一時的な滞在に必要な数量の備蓄を義務化(「必要な数量」とは、3 食分以上の食数とします。)
暴力団の排除	暴力団を利する運営をしてはならない。

5. 施行日

平成 25 年 4 月 1 日から。ただし「食料及び飲料水の備蓄」については、一部経過措置(平成 28 年 4 月 1 日施行)があります。(詳細は裏面)

6. 本市独自基準の事業内容別適用一覧

区分	障害の特性に関する研修の実施	暴力団の排除	食料及び飲料水の備蓄		
			3日分	3食分以上	経過措置※
障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	○	○	/	/
	療養介護	○	○	/	○
	生活介護	○	○	/	○
	短期入所	○	○	○	/
	共同生活介護	○	○	○	/
	自立訓練	○	○	/	○
	就労移行支援	○	○	/	○
	就労継続支援	○	○	/	○
	共同生活援助	○	○	○	/
障害者支援施設	○	○	○	/	なし
地域活動支援センター	○	○	/	○	あり
福祉ホーム	○	○	○	/	なし

※経過措置ありの区分については、平成28年 4月 1日から施行（義務づけ）

【参考】指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

- （人員、設備及び運営に関する基準等）
- 第 2条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171号）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21の定めるところによる。
- （障害の特性に関する研修）
- 第 3条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、従業者に対し、利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。
- （食料及び飲料水の備蓄）
- 第 4条 短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。
- 2 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。
- （暴力団の排除）
- 第 5条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

附 則
この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、第 4条の規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

（名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課）

（注）平成 26 年 4 月 1 日より、共同生活介護は、共同生活援助へ一元化されています。